

「東京まちづくりファンド」への寄附に伴う税制上の優遇について

● 税制上の優遇について

「東京歴史まちづくりファンド」を運営管理している「東京都 防災・建築まちづくりセンター」が「公益財団法人」に認定され、「税額控除対象法人」となっておりますので、郵便振込みで募金に御協力いただきますと、以下のように税制上の優遇が受けられます。

● 一般の寄附金とは別枠で損金の額に算入されます

会社などの法人が公益社団法人に対して支出した寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられております。

● 損金算入限度額の計算

「東京歴史まちづくりファンド」に対する寄附金額は、次のいずれか少ない金額を損金に算入できます。

- (1) 公益財団法人に対する寄附金の合計額
- (2) 損金算入限度額

以下の計算の合算額 (①+②)

- ① 一般寄附金の損金算入限度額

〔所得金額×2.5%+資本金等の額×当期月数÷12×0.25%〕×1/4

- ② 公益財団法人への寄附に対する寄附金の損金参入限度額

〔所得金額×6.25%+資本金等の額×当期月数÷12×0.375%〕×1/2

※ 特別損金算入限度額までは損金算入、特別損金算入限度額を超える金額は、その他の寄附金に含めることができます。

※ 詳しい内容については最寄りの税務署へご相談ください

● 手続き

当財団が発行する「寄附金受領証明書」に記載の寄附金受領日を含む事業年度の確定申告の際に、申告書にその金額を記載し、寄附金の明細書を添付してください。

● 参考URL

- ・ 国税庁（特定公益増進法人に対する寄附金）
<http://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5283.htm>